

議案第 219 号

静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 13 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成20年静岡市条例第71号）
の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

19	恩田原・片山地 区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された恩田原・片 山地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
----	--------------------	--

を

」

「

19	恩田原・片山地 区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された恩田原・片 山地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
20	城東町地区整備 計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された城東町地区 計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

に

改める。

別表第 2 に次のように加える。

20 城東町地区整備計画区域

建築物の用途の 制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 長屋又は共同住宅で、床面積（床、壁又は戸で1の住戸と
---------------	--

	<p>して区画された部分の床面積をいう。)が30平方メートル未満の住戸を有するもの</p> <p>(2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p>
建築物の高さの 最高限度	<p>建築物の高さは、12メートル以下としなければならない。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内である場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。